

2. 施策の基本方向

(1) 県芸術祭

県芸術祭の質的向上を図るとともに、県芸術祭等県民の多くが参加する文化活動を推進し、その改善充実に努める。

(2) 文化のふるさと

「文化のふるさと」指定事業を拡充し、地域ぐるみの特色ある地域文化づくりを促進奨励する。

(3) 青少年文化活動

明日の文化をつくる創造性豊かな青少年育成のため、青少年の発達段階に応じた文化活動の振興に努める。

(4) 市町村の文化活動

地域住民の多くが文化活動に参加できるように機会と場の提供に努めるとともに、地域文化活動の拠点として、公民館の文化活動や諸行事の振興充実を促進する。